令和８年11月５日
記者会見資料

長野市自然環境保全条例の一部改正（案）に対する市民意見等の募集（パブリックコメント）の実施について

環境部環境保全温暖化対策課

長野市自然環境保全条例の改正について

条例改正の経緯

○ 「長野市自然環境保全条例」は、市内の良好な自然環境の保全及び豊かな自然との共生を目的に、平成15年に施行されました。

○ 本条例に基づき、飯綱高原を「自然環境保全地域」に指定し、建築行為、土地造成行為等を許可制とすることで、自然環境との調和を図ってきました。

○ 一方、平成17年の市町村合併により、合併前の旧村における開発の規制を定めた「戸隠村自然保護条例」及び「大岡村観光開発基本条例」は、経過措置として、今日まで戸隠地区・大岡地区にそれぞれ適用されています。

これら3つの条例の制定の背景を踏まえつつ、現在の社会情勢等を勘案して、長野市全域に適用する1つの条例に統合するため、本条例の改正を行います。

三条例の概要・比較

	長野市自然環境保全条例	旧・戸隠村自然保護条例	旧・大岡村観光開発基本条例
規制区域	自然環境保全地域の指定区域(飯綱高原エリア)	戸隠地区全域	大岡地区全域
規制行為と主な基準	(1)井戸の掘削 ・既存井戸から300m以上隔離	(1)井戸の掘削 ・既設井戸から500m以上隔離	(1)地下水の利用(協議) ・鑿井;原則として3.3ha以上の開発造成 に伴うものであること 既存深井戸・せぎから300m以上隔離 ・湧水;水利権者の同意
	(2)3,000㎡以上の土地の形質変更 ・用途制限あり(開墾、道・水路造成、工作物の新築、土石採取、駐車場、グラウンドの設置等に限る)	(2)10,000㎡以上のゴルフ場・スキー場の造成 ・開発地周辺20m以上の森林確保	(2)別荘団地、一般住宅団地の造成等 ・階層は2階以下、高さ13m以下 ・建蔽率20%以下 ・1区画1,000㎡以上 ・主要幹線道路20m以上の保存緑地確保 ・塀など遮蔽物は原則不可
	(3)延床50㎡超の建築物等の新築・増改築 ・高さ13m以下 ・建蔽率40%以下、容積率80%以下 ・建築面積2,000㎡以下 ・勾配30°以下 ・幹線道路から10m、境界線から5m離隔 ・塀など遮蔽物は原則不可	(3)延床500㎡以上又は高さ13m以上の建築物等の新築・増改築 ・水道施設から離隔20m ・建蔽率20%以下 ・塀など遮蔽物は原則不可	―――――――――――――――――――― (その他の基準) ・土地造成・道路整備等に関する基準 ・屋外広告物に関する基準
	(4)分譲地の造成 ・1区画700㎡以上 ・幹線道路から10m緑地残置	(4)1,000㎡以上又は5戸以上の宅地及び別荘開発 ・街路幅員5m以上 ・公共用道路から10m隔離、隣地界3m緑地残置 ・平均傾斜30°以上不可	
	(5)鉱物採掘・土石採取	(5)地下資源の採取(面積500㎡又は容積1,500㎥以上)又は土石の処分(1,500㎡又は高さ5m超)	
	(6)木竹の伐採、水面の埋立、排水の放流・地下浸透		

条例改正の方針　(1)地域別の改正方針

飯綱高原	戸隠地区	大岡地区
○ 今後も開発ニーズが見込まれるため、現行の規制を維持します。 ○ 3,000㎡以上の開発行為※をしようとする場合に必要な事前協議の規定を整備するとともに、自然環境影響調査については、事前協議を踏まえて調査の要否及び調査事項を案件ごとに判断するよう見直します。 ※開発行為・・・ゴルフ場、スキー場、宅地の開発などの自然環境を損傷するおそれがある行為をいいます。	○ 飯綱高原と連坦するエリアは、自然環境と調和した開発を誘導する必要があるため、旧村条例の規制を原則維持しつつ、飯綱高原より厳しい許可基準は緩和するなど整合を図った上で長野市自然環境保全地域へ編入します。 ○ 国立公園、重要伝統的建造物群保存地区の区域は、二重規制となるため、長野市自然環境保全地域に含めません。 ○ それ以外のエリアについては、1ha以上の開発に関しては長野県自然環境保全条例のほか、都市計画法、長野市開発指導要綱等により不適切な開発が抑制されるため、周辺他地区との均衡から、旧村条例の規制を廃止します。	○ 1ha以上の開発に関しては長野県自然環境保全条例のほか、都市計画法、長野市開発指導要綱等により不適切な開発が抑制されるため、周辺他地区との均衡から、旧村条例の開発に関する規制は廃止します。 ○ 地下水利用（井戸の掘削及び湧水の利用）の規制は、水利確保が困難な地域性を考慮し、長野市自然環境保全条例に継承します。

条例改正の方針　(2)戸隠高原自然環境保全地域及び大岡自然環境保全地域の新設

現行条例：市全域において、自然環境の保全が特に必要な地域として飯綱高原を「自然環境保全地域」に指定

⇒見直し後：「自然環境保全地域」を「飯綱高原自然環境保全地域」、「戸隠高原自然環境保全地域」及び「大岡自然環境保全地域」の3つに区分し、具体的な区域は市長が指定。区域については、「飯綱高原自然環境保全地域」は現行どおり、「戸隠高原自然環境保全地域」は戸隠地区の国立公園外縁エリア、「大岡自然環境保全地域」は大岡地区全域を予定。

飯綱高原

飯綱高原自然環境保全地域

【許可が必要な行為】
(1) 建築物の新築等

(2) 土地の形質変更
(3) 鉱物の採掘・土石の採取
(4) 木竹の伐採
(5) 水面の埋立
(6) 井戸の掘削
(7) 排水放流・地下浸透

(許可基準(施行規則で規定))
現行どおり

戸隠地区

戸隠高原自然環境保全地域

【許可が必要な行為】
(1) 500㎡以上又は13m以上の建築物の新築等
(2) 1,000㎡以上の宅地造成
(3) 鉱物の採掘・土石の採取
(4) 井戸の掘削

(許可基準(施行規則で規定))
旧村条例の基準を参考に、飯綱高原より厳しい基準(建築物の建蔽率等)は飯綱高原に合わせます。
建築物の建蔽率　20%→40%
井戸の隔離距離　500m→300m

≪規制対象外≫
国立公園の区域

重要伝統的建造物群保存地区

県道長野戸隠線以南の区域

大岡地区

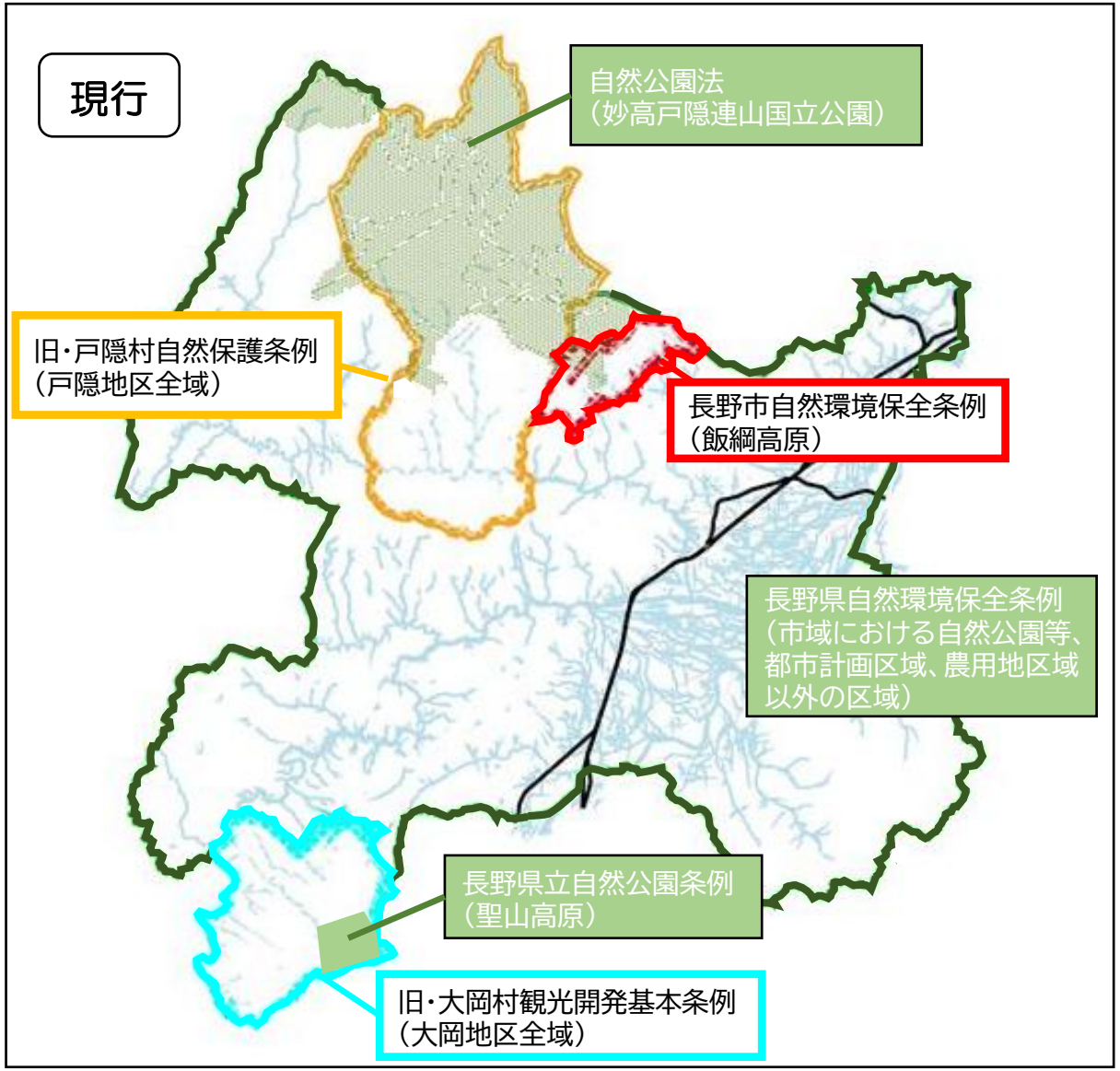
大岡自然環境保全地域

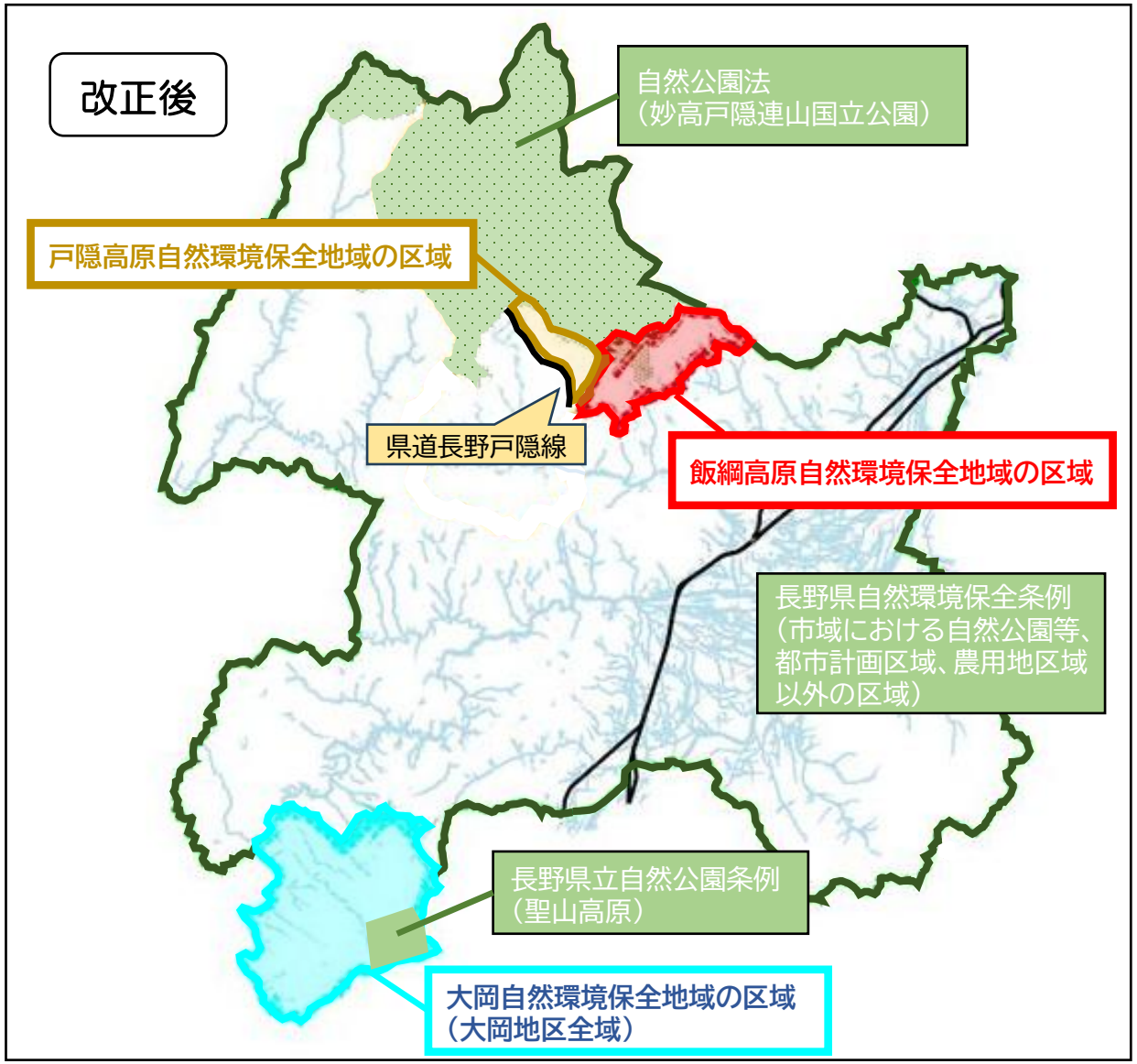
【許可が必要な行為】
(1) 井戸の掘削

(2)湧水の利用

(許可基準(施行規則で規定))
・井戸の掘削：飯綱高原・戸隠高原自然環境保全地域に合わせます。
・湧水の利用：行為を行う土地及び湧水の下流域における水資源の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと(大岡自然環境保全地域のみに適用)

市域の自然環境保全エリアの比較





主な改正内容と考え方

主な改正内容	考え方
定義の追加	・長野市における自然環境保全地域を飯綱高原自然環境保全地域、戸隠高原自然環境保全地域及び大岡自然環境保全地域の3地域と定めます。 ・飯綱高原自然環境保全地域、戸隠高原自然環境保全地域及び大岡自然環境保全地域の定義を定めます。
自然環境保全地域の区域の指定	・各自然環境保全地域の区域は市長が指定するものと定めます。
事前協議が必要となる条件の変更等	・計画の内容について市長との事前協議を義務付ける規定について、対象者を現行の3,000㎡以上の「土地の形質を変更しようとする者」から、3,000㎡以上の「開発行為を行おうとする者」に見直します。 ・引き続き飯綱高原自然環境保全地域の区域に適用します。 ・事前協議の終了に係る規定を追加します。
自然環境影響調査が必要となる条件の変更	・一定規模以上の開発行為に対する一律の義務付けを見直し、上記の事前協議に係る事項のうち、自然環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものについて、市長が開発行為者に対し、当該影響の程度や軽減措置について事案に応じた調査を「命じることができる」ものと定めます。 ・引き続き飯綱高原自然環境保全地域の区域に適用します。
許可を要する行為の追加	・現行の自然環境保全地域において市長の許可が必要となる行為を飯綱高原自然環境保全地域の区域に引き続き適用するとともに、戸隠高原自然環境保全地域の区域及び大岡自然環境保全地域の区域については、4ページに記載した行為を許可が必要となる行為として定めます。
罰則の適用	・現行条例における罰則規定を戸隠高原自然環境保全地域の区域及び大岡自然環境保全地域の区域における行為にも適用します。

条例改正案（骨子）１

太字及び下線部が主な改正箇所です。

第２条　定義

自然環境保全地域	**飯綱高原自然環境保全地域、戸隠高原自然環境保全地域及び大岡自然環境保全地域をいう。**
飯綱高原自然環境保全地域	**長野市芋井地区及び浅川地区をいう。**
戸隠高原自然環境保全地域	**長野市戸隠地区をいう。**
大岡自然環境保全地域	**長野市大岡地区をいう。**

第９条　自然環境保全地域**の区域**の指定

　市長は、自然環境保全地域のうち、自然的社会的諸条件からみて、その地域における自然環境を保全することが特に必要な**区域**（以下「指定区域」という。）を指定することができる。

条例改正案（骨子）２

第10条　事前協議

　飯綱高原自然環境保全地域の指定区域内において、面積が3,000平方メートル以上の開発行為を行おうとする者（以下「開発行為者」という。）は、規則で定めるところにより、当該行為の計画の内容について当該行為に着手しようとする日の60日前までに市長に協議しなければならない。

２　市長は、前項の規定による協議（以下「事前協議」という。）において、当該開発行為が自然環境の保全を著しく阻害すると認めるときは、当該開発行為者に対し、自然環境の保全のため必要な措置を講ずべきことを指導し、若しくは勧告し、又は計画の変更若しくは中止その他の措置を求めることができる。

３　事前協議は、次のいずれかに該当するときに終了するものとする。

(1) 事前協議に係る事項について協議が成立したとき。

(2) 事前協議に係る事項の一部又は全部について協議が調わない場合において、開発行為者から事前協議の終了の申出があったとき。

条例改正案（骨子）３

第11条　自然環境影響調査

市長は、事前協議が必要な開発行為のうち、飯綱高原自然環境保全地域の指定区域の自然環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものについて、開発行為者に対し、次の各号に掲げる事項について調査することを命じることができる。

(1)　当該**開発行為**の影響が及ぶ地域の自然の現況及び特質

(2)　当該**開発行為**が自然環境に及ぼす影響の内容及び程度

(3)　当該開発行為が自然環境に及ぼす影響の軽減措置

２　開発行為者は、前項の規定により命じられた調査（以下「自然環境影響調査」という。）の結果を、規則で定めるところにより、当該行為に着手しようとする日の30日前までに市長に届け出なければならない。

３　市長は、前項の届出があったときは、その内容について、市民に対して周知しなければならない。

条例改正案（骨子）４

第12条　飯綱高原自然環境保全地域の指定区域における行為の許可等

飯綱高原自然環境保全地域の指定区域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装すること。
(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
(4) 木竹を伐採すること。
(5) 水面を埋め立てること。
(6) 井戸を掘削すること。
(7) 排水を放流し、又は地下浸透させること。

２～８　省略

条例改正案（骨子） 5

第15条　戸隠高原自然環境保全地域の指定区域における行為の許可等

戸隠高原自然環境保全地域の指定区域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は改装すること。

(2) 宅地を造成すること。

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(4) 井戸を掘削すること。

※(1)の対象を500㎡以上又は13m以上の建築物の新築等の場合に限ること、建蔽率を40%以下とすること、(4)の井戸の隔離距離300m以上とすること等の許可基準については、施行規則で別途定めます。

2　前項の許可には、戸隠高原自然環境保全地域の指定区域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付けることができる。

3　市長は、第１項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

4　前３項の規定は、変更の許可について準用する。

5　省略

条例改正案（骨子）６

第16条　大岡自然環境保全地域の指定区域における行為の許可等

大岡自然環境保全地域の指定区域において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

(1) 井戸を掘削すること。

(2) 湧水を利用すること。

※井戸の隔離距離300m以上とすること、湧水の利用には行為を行う土地及び湧水の下流域における水資源の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと等の許可基準については、施行規則で別途定めます。

２　前項の許可には、大岡自然環境保全地域の指定区域における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付けることができる。

３　市長は、第１項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。

４　前３項の規定は、変更の許可について準用する。

５　省略

パブリックコメントの実施概要

募集期間	令和８年11月９日（月）から11月27日（金）まで（必着）
改正条例案の閲覧場所	環境保全温暖化対策課、行政資料コーナー、各支所、市ホームページ
提出方法	ながの電子申請サービス、郵送、ファックス、Eメール、持参